平成２５年（フ）第９０７号
福岡市早良区重留４丁目11番20号
債務者　毛防子和秋
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１５号
福岡市東区青葉３丁目43番20号
債務者　荒木　琢也
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１６号
福岡市西区戸切３丁目13番２号
債務者　脇坂　美勝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２７号
福岡市東区多の津５丁目20番４号
債務者　田中　光昭
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９６３号
福岡市南区長丘５丁目７番22―202号
債務者　渡邉亜裕美
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７８号
福岡県宗像市田熊５丁目４番14号
債務者　山田　　覚
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９８２号
宮城県仙台市太白区四郎丸字前85―２ジェントリー参番館204号、住民票上の住所福岡市東区西戸崎２丁目１番30―918号
債務者　杉田　弘法
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９８６号
福岡市博多区諸岡４丁目19番20―202号
債務者　松本　博彰
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１６号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目３番28号
債務者　白石　好郎
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１９号
福岡市城南区宝台団地12番508号
債務者　銕尾美智子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２３号
福岡県大野城市下大利団地30番505号
債務者　油布　崇延
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２４号
福岡県大野城市下大利団地30番505号
債務者　油布加奈子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２８号
福岡市南区横手２丁目２番25―107号
債務者　河野　　渡
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３１号
福岡市城南区樋井川２丁目６番40号
債務者　樋口　好市
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３３号
福岡市中央区鳥飼１丁目３番46―303号
債務者　宮原　明恒
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３８号
福岡市博多区千代４丁目29番17―803号
債務者　吉田　隆雄
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４０号
福岡市早良区田村３丁目24番15号
債務者　大田ゆかり（旧姓澤野）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４３号
福岡市南区大楠１丁目９番３―306号
債務者　玉利　美幸（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部